

電波法施行規則等の一部を改正する省令の概要

1. 改正概要

電波法施行令の改正に伴い、及び電波利用料制度に係る規定の整理のため、電波法施行規則及び登録検査等事業者等規則を改正する。

(1) 電波法施行令の改正に伴う規定の整理

電波法施行令の一部を改正する政令（電波利用料の納付を要しない無線局の追加等）の施行に伴い、電波法施行規則及び登録検査等事業者等規則について、規定の整理を行う。

(2) (1) と併せて行う規定の整理

①電波法施行規則の一部改正

ア 第一号包括免許に係る広域専用電波の周波数の幅の算定に用いる区域の適正化

各総合通信局において免許の申請及び交付が行われている第一号包括免許を一の総合通信局に集約した場合に、当該集約された免許に対して広域専用電波^{※1}に係る電波利用料を適切に算定することができるよう、所要の改正を行う。

【第51条の9の11改正】

イ 広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とする無線局の範囲の明確化

第一号包括免許に係る無線局であって、広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とするものに対する電波利用料算定の規定について、移動局が複数の基地局と通信を行う場合^{※2}に、当該移動局を制御する基地局が広域専用電波を使用しない場合には当該規定を適用しない旨を明確化する。

【第51条の10の2追加】

ウ 電波の利用の程度が第四地域と同等であると認める区域の現行化

電波の利用の程度が第四地域^{※3}と同等であると認められる区域について、過疎地域の範囲の変化及びルーラル加入者無線の設置状況を踏まえ、規定を現行化する。

【第51条の9の8改正】

2. 施行期日

公布の日から施行する。

- ※1 広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局に使用させることを目的として概ね総合通信局等の管轄区域を単位として総務大臣が指定する周波数の電波。
- ※2 異なる免許人の基地局との間でキャリアアグリゲーション技術（2以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術）を用いる場合を想定。
- ※3 離島振興対策実施地域、過疎地域並びに奄美群島、小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法に規定する離島の区域。電波法別表第6備考第5号にて規定。